認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票2　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（平成三十年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成三十年四月一日時点の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［3～5　略］

6　保育所等における障害児受入人員数は、次に掲げる数を合算した数とする。

(1)　保育所における障害児受入人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数

(2)　幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数

(3)　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園における障害児受入人員数　園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票1

認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（平成二十九年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成二十九年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（平成二十九年四月一日現在）」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成二十九年四月一日時点の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［3～5　同上］

［新設］